

月額収入の計算例

1 給与所得のみの場合 (会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

手順1：年間総所得の算出

- (1) 現在の勤務先が1か所のみで、前年1月1日以前から引き続き勤務している方
前年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間総所得となります。

令和04年分 給与所得の源泉徴収票

年間総所得
[支払金額を下の【年間総所得算出表】にあてはめて算出した金額です。]

- (2) 上記(1)以外の方は、下の表により算出してください。

【年間総収入の計算】 年間総収入は、賞与、手当などを含めた税込みの金額です。勤務開始時期にあわせて該当する欄をみて計算してください。

勤務開始時期	年間総収入の計算式
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から採用されている方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に採用され、現在まで1年以上勤務している方	採用月の翌月から1年間の総収入金額
③ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1年にならない方	採用月の翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに、次の式により計算した年間総収入 (推定額) $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{採用月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1か月の給与を受けていない方	雇用条件に基づく1か月分の支払予定額を1.2倍した年間総収入 (推定額)

※1年のうち病気などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いた上、上記③の方法で計算してください。



「年間総収入」から「年間総所得」を算出してください。
 なお、2か所以上から給与等の支払を受けている方は、合計してから年間総所得を算出してください。

【年間総所得算出表】

年間総収入	年間総所得の計算式
0円～ 550.999円	0円
551.000円～1.618.999円	年間総収入 - 550.000円
1.619.000円～1.619.999円	1.069.000円
1.620.000円～1.621.999円	1.070.000円
1.622.000円～1.623.999円	1.072.000円
1.624.000円～1.627.999円	1.074.000円
1.628.000円～1.799.999円	年間総収入を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額(a)を右にあてはめる。
1.800.000円～3.599.999円	(a) × 0.6 + 100.000円
3.600.000円～6.599.999円	(a) × 0.7 - 80.000円
6.600.000円～8.499.999円	(a) × 0.8 - 440.000円
8.500.000円以上	年間総収入 × 0.9 - 1.100.000円

※年間総収入が8,500,000円以上の場合は、各区役所建築課にお問い合わせください。

(例)年間総収入が、3,149,000円の場合

$$3,149,000 \div 4,000 = 787.25 \text{円} \rightarrow 787 \text{円}$$

$$787 \text{円} \times 4,000 = 3,148,000 \text{円} \dots (a)$$

$$3,148,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円} = 2,123,600 \text{円} \rightarrow \text{年間総所得}$$

手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族全員について、1人ずつの年間総所得を算出し、合計してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者本人の} \\ \text{年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{入居しようとする家族全員} \\ \text{(申込者本人を除く。)} \text{の年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

手順3：控除額の計算

*詳しくは、11ページをご覧ください。

控除の種類	控除額	人数	控除額計
一般控除(同居・扶養)	38万円		円
特定扶養親族控除	25万円		円
老人同一生計配偶者控除	10万円		円
老人扶養親族控除	10万円		円
特別障害者控除	40万円		円
障害者控除	27万円		円
寡婦控除	最高27万円		円
ひとり親控除	最高35万円		円
基礎控除(給与所得・公的年金等)	最高10万円		円
控除額合計(B)			円

手順4：月額収入の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \text{(B)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 公的年金等のみの場合 (老齢厚生年金、老齢基礎年金等)

手順1：年間総所得の算出

次の金額が、「年間総収入」となります。

下の【年間総所得算出表】にあてはめて、年間総所得を算出してください。

①源泉徴収票の「支払金額」
(前年1月1日以前から年金を受給している場合のみ)

又は

②最新の振込通知書の「年金支払額」
× 年間の振込回数

令和04年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける方	氏名	生年月日	所得区分	支払金額	源泉徴収額	支払総額
氏名						
生年月日						
所得区分						
支払金額						
源泉徴収額						
支払総額						

年金振込通知書
(振込予定日) 令和 年 月 日

あなたの年金は、令和 年 月 から令和 年 月 までの各振込月に、次のとおり振込まれた金額期間の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の種類 年金

基礎年金番号・年金コード

振込先

各支払明の支払額、年金から特別徴収(控除)される額および控除後支払額

年金の種類	令和 年 月の支払額	令和 年 月の支払額	令和 年 月の支払額
年金支払額	83,550円	円	円
介護保険料	0円	円	円
健康保険料	0円	円	円
厚生年金料	0円	円	円
個人住民税	0円	円	円
控除後支払額	83,550円	円	円

※ 6月以降の控除の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

いずれかの区分に記載された金額を下の【年間総所得算出表】に当てはめて年間総所得を算出してください。

(例)年間の振込回数が6回の場合
83,550円×6回=501,300円
この金額を下表に当てはめます。
↓
年間総所得金額は0円となります。

【年間総所得算出表】 ※2種類以上の年金等を受給している方は、合計してから年間総所得を算出してください。

年齢	年間総収入	年間総所得の計算式
65歳未満	0円～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	年間総収入-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間総収入×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間総収入×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年間総収入×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	年間総収入-1,955,000円
65歳以上	0円～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間総収入-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間総収入×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間総収入×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年間総収入×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	年間総収入-1,955,000円

※年齢の基準日は、受付期間の最終日現在。

(例1) 基準日現在の年齢が62歳の方が、厚生年金を年間2,500,000円受給した場合

2,500,000円×0.75-275,000円=1,600,000円⇨年間総所得

(例2) 基準日現在の年齢が68歳の方が、厚生年金を年間5,000,000円受給した場合

5,000,000円×0.85-685,000円=3,565,000円⇨年間総所得

8ページの給与所得の場合と同じように、手順2から手順4により月額収入を計算してください。

手順2：年間総所得の合計

手順3：控除額の計算

手順4：月額収入の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \hline \text{(A)} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \hline \text{(B)} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

3 事業所得のみの場合 (自営業・外交員等)

手順1：年間総所得の算出

次により、年間総所得を確認してください。

事業の開始時期	年間総所得
前年1月1日以前から現在の事業を開始している方	確定申告書の控等で年間総所得を確認してください。
前年1月2日以降に現在の事業を開始した方	<p>次の計算式により年間総所得(推定額)を算出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{年間総所得(推定額)} = \frac{\text{総所得}}{\text{事業月数}} \times 12$ </div> <p>* 総所得とは、事業を開始した月の翌月から1年間(12か月)、1年未済の場合は事業を開始した月の翌月から申込月の前月までの所得の合計額です。 (収入期間のとり方等については、「給与所得のみの場合」(7ページ)の例にならってください。)</p>

この欄の合計金額が年間総所得となります。

8ページの給与所得の場合と同じように、手順2から手順4により月額収入を計算してください。

手順2：年間総所得の合計

手順3：控除額の計算

手順4：月額収入の計算

$$\left(\frac{\text{年間総所得 (A)}}{\text{円}} - \frac{\text{控除額合計 (B)}}{\text{円}} \right) \div 12 = \frac{\text{月額収入}}{\text{円}}$$

年間総所得から差し引く控除 ※「基準日」とは、受付期間の最終日を示します。

控除の種類	控除額	対象者
一般控除	同居親族控除	1人につき 38万円 申込者以外の同居予定親族
	扶養親族控除	1人につき 38万円 所得税法上の扶養親族で同居しない者
特別控除	特定扶養親族控除 (配偶者を除く。)	1人につき 25万円 申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が16歳以上23歳未満の方
	老人同一生計配偶者控除	1人につき 10万円 申込者又は同居予定親族の同一生計配偶者のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が70歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除 (配偶者を除く。)	1人につき 10万円 申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が70歳以上の方
	特別障害者控除	1人につき 40万円 申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳(特別項症から第3項症まで)の交付を受けている方 ③ 療育手帳(A又はA)の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けた原爆被爆者(医療特別手当又は特別手当受給者) ⑥ その他所得税法上の特別障害者控除の対象となる方
	障害者控除	1人につき 27万円 申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳(3級から6級)の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳(第4項症以下)の交付を受けている方 ③ 療育手帳(B又はB)の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳(2級又は3級)の交付を受けている方 ⑤ その他所得税法上の障害者控除の対象となる方
	寡婦控除	1人につきその人の所得から最高27万円 (※所得が27万円以下の方はその所得金額) 年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。
ひとり親控除	1人につきその人の所得から最高35万円 (※所得が35万円以下の方はその所得金額) 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。	
基礎控除	1人につきその人の所得から最高10万円 (※所得が10万円以下の方はその所得金額) 申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、該当給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	

<参考> 収入基準の早見表

1 給与所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

<一般世帯（成長階層世帯以外の場合）>

収入基準月額	申込みができる年間総収入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
158,000円以上	3,512,000円	3,996,000円	4,472,000円	4,948,000円
487,000円以下	8,248,902円	8,671,124円	9,093,346円	9,515,568円

<成長階層世帯（6ページ）の場合>

収入基準月額	申込みができる年間総収入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
123,000円以上	2,912,000円	3,452,000円	3,948,000円	4,420,000円
487,000円以下	8,248,902円	8,671,124円	9,093,346円	9,515,568円

2 事業所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

<一般世帯（成長階層世帯以外の場合）>

収入基準月額	申込みができる年間総所得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
158,000円以上	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
487,000円以下	6,224,011円	6,604,011円	6,984,011円	7,364,011円

<成長階層世帯（6ページ）の場合>

収入基準月額	申込みができる年間総所得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
123,000円以上	1,856,000円	2,236,000円	2,616,000円	2,996,000円
487,000円以下	6,224,011円	6,604,011円	6,984,011円	7,364,011円